

資料 6

部会決議報告

福岡県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)、
福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の
策定について



28畜第2774号
平成29年 1月20日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(農林水産部畜産課)

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第6期）、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、下記のことについて諮問します。

記

1 諒問事項

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第6期）、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の策定について

2 諒問理由

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画においては、平成17年から計画を策定し、被害防除、捕獲の推進及び生息環境管理について総合的に実施してきた結果、被害金額は、目標達成までには至っていないが、減少しており、これまでと同様に総合的な取組みを継続して行うことが重要である。よって、農林産物の被害軽減、人的被害の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第6期）を策定する。

福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画においては、平成13年から計画を策定し、個体数調整や被害防除対策を実施してきたところであるが、生息数が依然として多いことから、県内における農林産物の被害軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）を策定する。

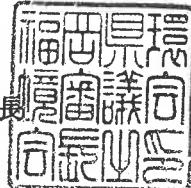
そこで、貴審議会の意見を求めるものである。



28福環審第15号
平成29年2月24日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第6期）、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の策定に係る答申について

平成29年1月20日付け28畜第2774号により諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

原案のとおり決定されることが適当である。

福岡県特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第6期）の概要

1 計画策定の目的及び背景

本県では、平成27年に第5期計画を策定し、平成28年度のイノシシ被害額を3億円にまで低減させることを目標として、被害防除、捕獲の推進及び生息環境管理について総合的に実施してきた。

その結果、平成27年度実績値は3億8千9百万円と目標達成までには至っていないが、第4期の平成22年度の5億8千2百万円と比較して大きく減少して、イノシシ被害の軽減のため、これまでと同様に総合的な取組みを継続して行うことが重要である。

このような現状から、引き続き、被害防除対策や捕獲の推進等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減、人的被害の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第6期）を策定する。

2 計画項目

(1) 計画の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日

(2) 特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域

(3) 管理の目標

本計画の目標は、第5期までの総合的な対策を継続し、県農林産物被害額を毎年4.2%低減させ（総合的な対策が実施された第3期から第5期までの被害低減率の平均）、平成33年度までに県農林産物被害額を3億円未満に抑えることとする。

(4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

- ア 被害防除対策
- イ 捕獲の推進
- ウ 生息環境管理
- エ 人材育成

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。ただし、「イノシシ捕獲を目的としたはこわなの使用」及び「当該はこわなに掛かったイノシシを止めさせするための銃器の使用」に限り、10月15日から4月15日までとする。

イ 休猟区全域について、イノシシを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

ウ 輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。

エ 市町村による管理捕獲を推進する。

オ 農耕地周辺でのわな捕獲を促進する。

農林業者の自衛わな（箱わな）を一定の条件つきで被害の防止の目的での捕獲として認め、狩猟者登録要件を撤廃。

カ 捕獲したイノシシについては、獣肉として利活用を図ることを推進する。

キ 被害防除対策と捕獲対策の総合的な推進を図るために地域が一体となった捕獲を推進する。

福岡県特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の概要

1 計画策定の目的及び背景

本県では、平成13年3月に第1期管理計画を策定し、計画的な捕獲による個体数管理や被害防除対策等を実施してきたところであるが、平成26年度にシカ生息数調査を行った結果、生息数が依然として多いことが明らかになったことから、平成28年3月に第4期変更計画を策定し、捕獲を強化している。

このたび、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）を策定する。

2 計画項目

(1) 計画の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日

(2) 特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域

(3) 管理の目標

ア 犬鳴・英彦山地域

個体数管理の最終目標生息数を3,000頭水準とする。この目標については、年間9,000頭の捕獲を継続し、個体数が減少した段階で捕獲率50%を維持することで、平成33年度（第5期計画の最終年）の達成を目指す。

イ その他の地域

積極的な捕獲を推進することとし、年間の捕獲数に制限を設けない。

(4) 捕獲による個体数調整

ア 狩猟等について

(ア) 狩猟期間の延長

シカの狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。

(イ) 1人1日当たり捕獲数の制限を緩和する。

（銃猟にあってはオス2頭以内・メス制限なし、網・わな猟にあっては制限なし。）

(ウ) 休猟区全域について、シカを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

(エ) シカについて、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。

(オ) 管理捕獲を継続して実施する。

(カ) わなによる捕獲を促進する。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

シカの生息状況、被害発生状況等を踏まえ、捕獲を特に強化する必要がある地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。